

**議会事務局**

**1 事業の執行に関する意見**

（政務活動費の適正な執行）

- (1) 政務活動費は、政務活動費の交付に関する条例及び同条例施行規程に基づき交付されるとともに、政務活動費ガイドラインにより運用されている。

令和2年度分の政務活動費について、これらの規定に照らし適正に執行されているか確認したところ、政務活動費としての支出の根拠が不明確なものや収支報告書に添付された書類が不十分なものがあった。

このため、議会事務局においては、政務活動費の一層適正な執行の確認に努められたい。

（総務課）